

令和7年7月28日（月）
午後7時から
Web会議

令和7年度 第1回 徳島県西部地域医療構想調整会議

議 事 次 第

1 報告事項

- （１）新たな地域医療構想について
- （２）かかりつけ医機能報告制度について
- （３）病床数適正化支援事業の適用における病床削減の予定について
- （４）つるぎ町立半田病院における対応方針について
- （５）地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について

2 協議事項

- （１）紹介受診重点医療機関の選定について

【配付資料】

- 次第・設置要綱・委員名簿
- 資料

徳島県地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第1条 徳島県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14第12項の規定に基づき構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、徳島県地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- （1）地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- （2）病床機能報告制度による情報等の共有
- （3）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく県計画に盛り込む事業に関する協議
- （4）その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

（委員）

第3条 調整会議は、次に掲げる者のうちから徳島県保健福祉部長が委嘱する者を委員として組織する。

- （1）診療に関する学識経験者の団体
- （2）医療関係者
- （3）医療保険者
- （4）その他の関係者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第5条 調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（設置期間）

第6条 調整会議の設置期間は、施行期日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

第7条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第8条 調整会議に、データ分析の支援や議論のファシリテートを行わせるため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験のある者のうちから、徳島県保健福祉部長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、調整会議の議論が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第9条 調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 調整会議の事務局は、徳島県保健福祉部医療政策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の日から平成31年4月16日までの間に徳島県地域医療構想調整会議設置要綱第3条の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成31年4月16日までとする。

徳島県西部地域医療構想調整会議 委員名簿

R7.04.17

	氏名	所属	備考
医師会	木下 雅俊	美馬市医師会長	副議長
	久原 孝	三好市医師会長	議長
	大和 秀夫	県医師会代議員会議長	
病院団体	林 秀樹	全日本病院協会徳島県支部副支部長	
有床診療所代表	村山 善紀	村山内科理事長	
歯科医師会	上原 康助	県歯科医師会理事	
薬剤師会	藤川 真吾	県薬剤師会三好支部長	
看護協会	岸本 小百合	県看護協会理事	
保険者	中川 智	県保険者協議会副会長	
県	大木元 繁	美馬保健所長兼三好保健所長	副議長
市町村	岡 建樹	美馬市副市長	
	藤井 幸男	三好市副市長	
	古城 忠美	つるぎ町副町長	
	川原 誠男	東みよし町副町長	
公立・公的病院	藤永 裕之	県立三好病院長	
	宮田 淳也	市立三野病院長	
	須藤 泰史	つるぎ町病院事業管理者	
アドバイザー	森岡 久尚	徳島大学大学院医歯薬学研究部公衆衛生学分野教授	
	今中 雄一	京都大学大学院医学研究科医療経済学分野教授	